

報道関係者 各位

令和7年12月22日(月)発表
【照会先】青森労働局職業安定部職業対策課
職業対策課長 三浦政光
地方障害者雇用担当官 山田智雄
電話 017(721)2003

令和7年 障害者雇用状況の集計結果

青森労働局（局長 角井伸一）では、県内の民間企業や公的機関等における令和7年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので公表します。

障害者の雇用の促進等に関する法律では、常時雇用する労働者の一定割合（法定雇用率）以上の障害者を雇うことを義務付けています。法定雇用率は令和6年4月1日から引き上げとなり、民間企業は2.5%（従前2.3%）、公的機関等は2.8%（同2.6%）、県教育委員会は2.7%（同2.5%）となっています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主等に報告を求め、これを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】※（ ）は前年の値

＜民間企業＞【法定雇用率2.5%、1,134企業対象（1,121企業）】

○雇用障害者数は前年を上回り、実雇用率は前年を下回る。

- ・雇用障害者数 3,925.0人（3,837.0人） 対前年2.3%、88.0人増加
- ・実雇用率 2.48%（2.49%） 対前年比0.01ポイント低下
- ・法定雇用率達成企業割合 51.5%（51.6%） 対前年比0.1ポイント低下

＜公的機関＞【法定雇用率2.8%、県教育委員会は2.7%】

県（3機関（3機関））

○雇用障害者数は前年を上回り、実雇用率は前年を下回る。

- ・雇用障害者数 166.5人（156.0人） 対前年6.7%、10.5人増加
- ・実雇用率 2.87%（2.93%） 対前年比0.06ポイント低下
- ・不足数 10.5人（4.5人） 対前年133.3%、6.0人増加

県教育委員会

○雇用障害者数は前年を上回り、実雇用率は前年を下回る。

- ・雇用障害者数 244.5人（221.5人） 対前年10.4%、23.0人増加
- ・実雇用率 2.33%（2.35%） 対前年比0.02ポイント低下
- ・不足数 37.5人（32.5人） 対前年15.4%、5.0人増加

市町村等（58機関（62機関））

○雇用障害者数は前年を上回り、実雇用率は前年を下回る。

- ・雇用障害者数 472.0人（456.5人） 対前年3.4%、15.5人増加
- ・実雇用率 2.42%（2.43%） 対前年比0.01ポイント低下
- ・不足数 81.5人（73.5人） 対前年10.9%、8.0人増加

＜独立行政法人＞【法定雇用率2.8%、3機関対象（3機関）】

○雇用障害者数、実雇用率ともに前年を上回る。

- ・雇用障害者数 13.0人（10.0人） 対前年30.0%、3.0人増加
- ・実雇用率 2.49%（2.01%） 対前年比0.48ポイント上昇
- ・不足数 1.5人（2.0人） 対前年25.0%、0.5人減少

障害者雇用状況報告の集計結果概要

1. 民間企業における雇用状況

(1) 雇用障害者数、実雇用率【第1表、第2表】

- ① 民間企業（常用労働者40.0人以上の企業：法定雇用率2.5%）の雇用障害者数は、前年より88.0人増加し、3,925.0人となった。
- ② 雇用障害者のうち、身体障害者は2,085.0人（対前年26.0人減）、知的障害者は981.0人（同9.5人増）、精神障害者は859.0人（同104.5人増）であり、身体障害者は前年より減少し、知的障害者・精神障害者は増加となった。
- ③ 実雇用率は、2.48%（前年は2.49%）、法定雇用率達成企業の割合は51.5%（同51.6%）となった。

(2) 産業別の状況【第3表】

- ① 産業別にみると、雇用障害者数は、「農業、林業、漁業、鉱業・採石業」：27.0人（0.7%）、「建設業」：135.0人（3.4%）、「製造業」：911.5人（23.2%）、「電気・ガス・熱供給・水道業」：1.0人（0.03%）、「情報通信業」：42.5人（1.1%）、「運輸業、郵便業」：168.0人（4.3%）、「卸売業、小売業」：587.5人（15.0%）、「金融業、保険業」：109.0人（2.8%）、「不動産業、物品賃貸業」：16.0人（0.4%）、「学術研究、専門、技術、サービス業」：24.0人（0.6%）、「宿泊業、飲食サービス業」：92.0人（2.3%）、「生活関連サービス業、娯楽業」：92.5人（2.4%）、「教育、学習支援業」：48.0人（1.2%）、「医療、福祉」：1327.0人（33.8%）、「複合サービス事業」：72.0人（1.8%）、「サービス業」：272.0人（6.9%）であった。

※（ ）内は雇用障害者数の構成比

- ② 産業別の実雇用率は、「製造業」：2.66%、「宿泊業、飲食サービス業」：2.61%、「生活関連サービス業、娯楽業」：3.41%、「医療、福祉」：3.09%の4業種で法定雇用率2.5%を上回っている。

(3) 企業規模別の実雇用率の状況【第4表】

- ① 企業規模別にみると、雇用障害者数は、40.0～100人未満企業で816.5人、100～200人未満企業で917.5人、200～300人未満企業で513.0人、300～500人未満企業で485.0人、500～1,000人未満企業で319.0人、1,000人以上企業で874.0人であった。
- ② 実雇用率は、民間企業全体の実雇用率である2.48%と比較すると、
 - (イ) 100～200人未満企業：3.16%、200～300人未満企業：2.58%、1,000人以上企業：2.84%については上回っている。

(口) 40.0～100人未満企業：1.85%、300～500人未満企業：2.35%、500～1,000人未満企業：2.35%については下回っている。

③ 法定雇用率達成企業の割合は、40.0～100人未満企業：47.2%、100～200人未満企業：63.2%、200～300人未満企業：57.3%、300～500人未満企業：49.1%、500～1,000人未満企業：38.1%、1,000人以上企業：81.3%であった。

(4) 法定雇用率未達成企業の状況【第5表】

- ① 法定雇用率未達成企業（550企業）のうち、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）が74.7%（411企業）を占めている。
- ② また、障害者を1人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）は、法定雇用率未達成企業の66.0%（363企業）となっている。

2. 公的機関における在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率2.8%）【第6表、第10表】

県の機関に在職している障害者の数は166.5人で、実雇用率は2.87%となり、前年に比べ0.06ポイント低下している。不足数は10.5人で、前年に比べ6.0人増加している。（県の機関は3機関中1機関が法定雇用率未達成。）

(2) 県の教育委員会（法定雇用率2.7%）【第7表、第11表】

県の教育委員会に在職している障害者の数は244.5人で、実雇用率は2.33%となり、前年に比べ0.02ポイント低下している。不足数は37.5人で、前年に比べ5.0人増加している。

(3) 市町村等の機関（法定雇用率2.8%）【第8表、第12表】

市町村等の機関に在職している障害者の数は472.0人で、実雇用率は2.42%となり、前年に比べ0.01ポイント低下している。不足数は81.5人で、前年に比べ8.0人増加している。（市町村等の機関は58機関中27機関が法定雇用率未達成。）

3. 独立行政法人における雇用状況【第9表、第13表】

独立行政法人（法定雇用率2.8%）に雇用されている障害者の数は13.0人であり、実雇用率は2.49%と前年に比べ0.48ポイント上昇している。不足数は1.5人で、前年に比べ0.5人減少している。

令和7年6月1日現在における障害者の雇用状況（詳細表）

< 目次 >

1. 民間企業における障害者の雇用状況

第 1 表	障害者雇用の概況	P. 1
第 2 表	障害種別雇用の状況	P. 2
第 3 表	障害者雇用の概況（産業別）	P. 3
第 4 表	障害者雇用の概況（規模別）	P. 4
第 5 表	障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数	P. 4
グラフ	民間企業における障害者の実雇用率と雇用者数の推移	P. 5

2. 公的機関における障害者雇用状況（概況）

① 公的機関の障害別雇用状況

第 6 表	県機関	P. 6
第 7 表	県教育委員会	P. 6
第 8 表	市町村等機関	P. 7
第 9 表	独立行政法人	P. 7

② 公的機関の各機関別の状況

第 10 表	県機関	P. 8
第 11 表	県教育委員会	P. 8
第 12 表	市町村等機関	P. 8・P. 9
第 13 表	独立行政法人	P. 9

◎ 法定雇用率とは	P. 10
◎ 除外率とは	P. 11
◎ 障害者雇用率達成指導の流れ	P. 12

障害者の雇用状況

1. 民間企業における障害者の雇用状況（法定雇用率2.5%）

第1表 障害者雇用の概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (注1)	③ 障害者の数					④ 実雇用率 ③F÷②)×100	⑤ 法定雇用率 達成企業数 ③F÷②)×100	⑥ 法定雇用率 達成企業割合 法定企業割合																						
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3) である短時間労働者(注4)	C. 重度以外の身体障 害者、知的障害者及 び精神障害者(注3)	D. 重度以外の身体障 害者、知的障害者及 び精神障害者(注3) である短時間労働者(注4)	E. 重度身体障害者 及び精神障害者(注3) である短時間労働者(注4)	F. 計																								
青森県	1,134	社	158,174.5	人	629	人	131	人	1,944	人	752	人	78	(690)	(114)	(1,907)	(1,907)	(55)	(55)	3,925.0	人	306.0	人	2.48%	%	584	社	51.5	%			
(1,121)	(154,069.5)	(154,069.5)	(647)	(647)	(647)	(647)	(114)	(114)	(1,907)	(1,907)	(690)	(690)	(55)	(55)	(3,837.0)	(3,837.0)	(3,837.0)	(3,837.0)	(296.5)	(296.5)	(296.5)	(296.5)	(2.49)	(2.49)	(578)	(578)	(51.6)	(51.6)				
全 国	120,467	社	29,210,526.0	人	131,865	人	56,620	人	355,741	人	38,811	人	18,227	(336,004)	(54,411)	(130,135)	(28,162,399.0)	(28,162,399.0)	(39,558)	(39,558)	(13,995)	(13,995)	(677,461.5)	(677,461.5)	(71,375.5)	(71,375.5)	(2.41)	(2.41)	55,434	社	46.0	%
(117,239)	(117,239)	(117,239)	(28,162,399.0)	(28,162,399.0)	(28,162,399.0)	(28,162,399.0)	(130,135)	(130,135)	(54,411)	(54,411)	(130,135)	(130,135)	(46.0)	(46.0)	(46.0)	(46.0)	(46.0)	(46.0)	(46.0)	(46.0)	(46.0)	(46.0)	(46.0)	(46.0)	(46.0)	(46.0)	(46.0)	(46.0)	(46.0)			

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

注2 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するにあたりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するにあたり0.5カウントとしている。

ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については、1人を1カウントとしている。

注3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上上の労働者、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。また、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。

注4 G欄の「うち新規雇用分」は、令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

注5 () 内は令和6年6月1日現在の数値である。

第2表 障害種別雇用の状況

① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数								
	A. 重度身体障 害者 (注4)	B. 重度身体障 害者 (注4)	C. 重度身体障 害者 (注4)	D. 重度以外の 身体障害者 (注4)	E. 重度以外の 身体障害者 (注4)	F. 計	A. 重度知的障 害者 (注4)	B. 重度知的障 害者 (注4)	C. 重度以外の 知的障 害者 (注4)	D. 重度知的障 害者 (注4)	E. 重度知的障 害者 (注4)	F. 計	G. うち新規雇用分 (注6)	G. うち新規雇用分 (注6)	G. うち新規雇用分 (注6)				
3,925.0 人 (3,837.0)	582 人 (599)	102 人 (85)	752 人 (767)	110 人 (108)	24 人 (14)	2,085.0 人 (2,111.0)	89.0 人 (112.0)	47 人 (48)	29 人 (29)	711 人 (701)	288 人 (283)	6 人 (8)	981.0 人 (971.5)	70.0 人 (59.5)	481 人 (439)	354 人 (299)	859.0 人 (33)	147.0 人 (754.5)	125.0)

注1 ①欄の「障害者の数」とは、②F欄、③F欄及び④F欄の計である。

注2 ②③A欄の重度障害者については、法令上1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するにあたりダブルカウントとしている。

注3 ②③④D欄の「重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」並びに②③④E欄の「重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」については、法令上1人を0.5人に相当するものとしており、②③④F欄の計を算出するにあたり0.5カウントとしている。ただし、精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントとしている。

注4 ②③のA、C欄及び④のC欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のB、D欄及び④のD欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

注5 ②③④G欄の「うち新規雇用分」は、令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

注6 () 内は令和6年6月1日現在の数値である。

第3表 障害者雇用の概況（産業別）

区分	企業数	法定雇用障害者数 の算定の基礎となる 労働者数(注1)	障害者の数				(4)実雇用率 (③F÷②)×100	(5)法定雇用率 達成企業数	(6)法定雇用率 達成企業割合	
			A.重度身体障害者及 び重度知的障害者(注3)		B.重度身体障害者及 び重度知的障害者(注3)	C.重度以外の身体障 害者及び知的障害者 である短時間労働者 (注3)				
			人	人	人	人				
産業計	1,134	158,174.5	629	131	1,944	752	78	3,925.0	2.48 %	
(1,121)	(154,069.5)	(647)	(114)	(1,907)	(690)	(55)	(3,837.0)	(2.49)	(578) (51.5)	
農業、林業、漁業、林业・採石業	19 (16)	1,634.5 (1,527.0)	3 (3)	0 (0)	20 (22)	1 (2)	0 (0)	27.0 (30.0)	1.65 (1.96)	10 (10) (52.6) (62.5)
建設業	113 (94)	7,942.0 (6,345.5)	36 (38)	3 (3)	56 (58)	4 (1)	0 (0)	1,350.0 (1,380.0)	1.70 (2.17)	48 (48) (51.1)
製造業	180 (198)	34,311.0 (35,178.0)	174 (178)	12 (13)	498 (510)	83 (84)	8 (5)	911.5 (934.5)	2.66 (2.66)	101 (107) (56.1) (54.0)
電気・ガス・熱供給・水道業	4 (3)	188.0 (142.5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1.0 (1.0)	0.53 (0.53)	1 (1) (25.0) (0.0)
情報通信業	18 (19)	2,075.0 (2,146.5)	10 (9)	0 (0)	20 (18)	3 (2)	0 (0)	42.5 (37.5)	2.05 (1.75)	9 (8) (50.0) (42.1)
運輸業、郵便業	77 (64)	9,069.0 (7,557.5)	25 (30)	2 (0)	106 (97)	15 (9)	4 (1)	168.0 (162.5)	1.85 (2.15)	35 (33) (51.6)
卸売業、小売業	177 (181)	28,936.0 (29,297.5)	74 (72)	18 (17)	343 (345)	96 (91)	20 (19)	587.5 (579.0)	2.03 (1.98)	68 (67) (38.4) (37.0)
金融業、保険業	9 (10)	4,498.5 (4,752.5)	22 (21)	0 (0)	62 (64)	4 (4)	0 (0)	109.0 (110.0)	2.42 (2.31)	5 (4) (40.0)
不動産業、物品販賣業	10 (10)	1,104.0 (1,118.5)	2 (4)	0 (0)	12 (8)	0 (1)	0 (0)	16.0 (16.5)	1.45 (1.48)	2 (3) (20.0) (30.0)
学術研究、専門・技術サービス業	16 (17)	1,310.5 (1,352.5)	5 (5)	0 (0)	14 (14)	0 (1)	0 (0)	24.0 (25.0)	1.83 (1.85)	8 (9) (50.0) (52.9)
宿泊業、飲食サービス業	31 (31)	3,525.0 (3,564.5)	17 (16)	3 (2)	40 (34)	19 (23)	5 (0)	92.0 (83.0)	2.61 (2.33)	23 (19) (74.2) (61.3)
生活関連サービス業、娯楽業	28 (30)	2,711.5 (2,778.0)	10 (11)	3 (2)	60 (61)	14 (13)	0 (0)	92.5 (94.0)	3.41 (3.38)	16 (17) (57.1) (56.7)
教育・学習支援業	18 (18)	1,982.5 (1,938.5)	10 (10)	0 (0)	28 (26)	0 (1)	0 (0)	48.0 (47.0)	2.42 (2.42)	9 (10) (50.0) (55.6)
医療・福祉	314 (312)	42,956.5 (40,888.5)	177 (185)	78 (68)	523 (496)	458 (412)	27 (17)	1,327.0 (1,252.5)	3.09 (3.06)	191 (185) (59.3)
複合サービス事業	19 (18)	3,860.0 (3,825.0)	15 (16)	2 (1)	34 (28)	7 (5)	1 (0)	72.0 (64.5)	1.87 (1.69)	6 (5) (31.6) (27.8)
サービス業	101 (100)	12,070.5 (11,657.0)	49 (49)	10 (8)	128 (126)	47 (41)	13 (13)	272.0 (263.0)	2.25 (2.26)	52 (53) (51.5) (53.0)

(注) 第1表と同じ

第4表 障害者雇用の概況（規模別）

区分	企業数	(2) 法定雇用障害者数 A. 重度身体障害者及 び重度知的障害者 (注3)	(3) ② 法定雇用障害者数 の基礎となる 労働者数(注1) (注3)	障害者の数				(4) 実雇用率 F. 計 $\frac{F}{C+F}$ $A \times 2 + B + C + D$ $\times 0.5 + E \times 0.5$ (注2)	(5) 法定雇用率 達成企業数	(6) 法定雇用率 達成企業割合 % 社	
				B. 重度身体障害者及 び重度知的障害者 (注3)	C. 重度以外の身体障 害者及び知的障害 者並びに精神障害 者並びに精神障害 者である短時間労働 者(注3)	D. 重度以外の身体障 害者及び知的障害 者並びに精神障害 者並びに精神障害 者である短時間労働 者(注3)	E. 重度身体障害者及 び重度知的障害者 者並びに精神障害 者並びに精神障害 者である短時間労働 者(注3)				
規 模 計	1,134 (1,121)	158,174.5 (154,069.5)	629 (647)	131 (114)	1,944 (1,907)	752 (690)	78 (55)	3,925.0 (3,837.0)	2.48 (2.49)	584 (578)	51.5 (51.6)
40～100人未満(注)	731 (712)	44,096.0 (42,133.5)	139 (125)	26 (28)	356 (338)	219 (227)	11 (10)	816.5 (777.5)	1.85 (1.85)	345 (332)	47.2 (46.6)
100～200人未満	220 (219)	29,074.0 (27,834.0)	130 (144)	44 (33)	399 (405)	254 (212)	11 (4)	917.5 (891.0)	3.16 (3.20)	139 (140)	63.2 (63.9)
200～300人未満	89 (93)	19,922.0 (19,889.0)	80 (92)	14 (13)	289 (263)	70 (55)	6 (4)	513.0 (500.5)	2.58 (2.52)	51 (51)	57.3 (54.8)
300～500人未満	57 (58)	20,677.0 (20,186.5)	88 (92)	21 (18)	220 (228)	80 (78)	17 (6)	485.0 (489.5)	2.35 (2.42)	28 (30)	49.1 (51.7)
500～1,000人未満	21 (22)	13,594.0 (13,829.0)	45 (50)	4 (7)	193 (200)	36 (35)	14 (10)	319.0 (336.5)	2.35 (2.43)	8 (13)	38.1 (59.1)
1,000以上	16 (17)	30,811.5 (30,197.5)	147 (144)	22 (15)	487 (473)	93 (83)	19 (21)	874.0 (842.0)	2.84 (2.79)	13 (12)	81.3 (70.6)

(注) 第1表と同じ。なお、下段の() 内は令和6年6月1日現在の数値である。

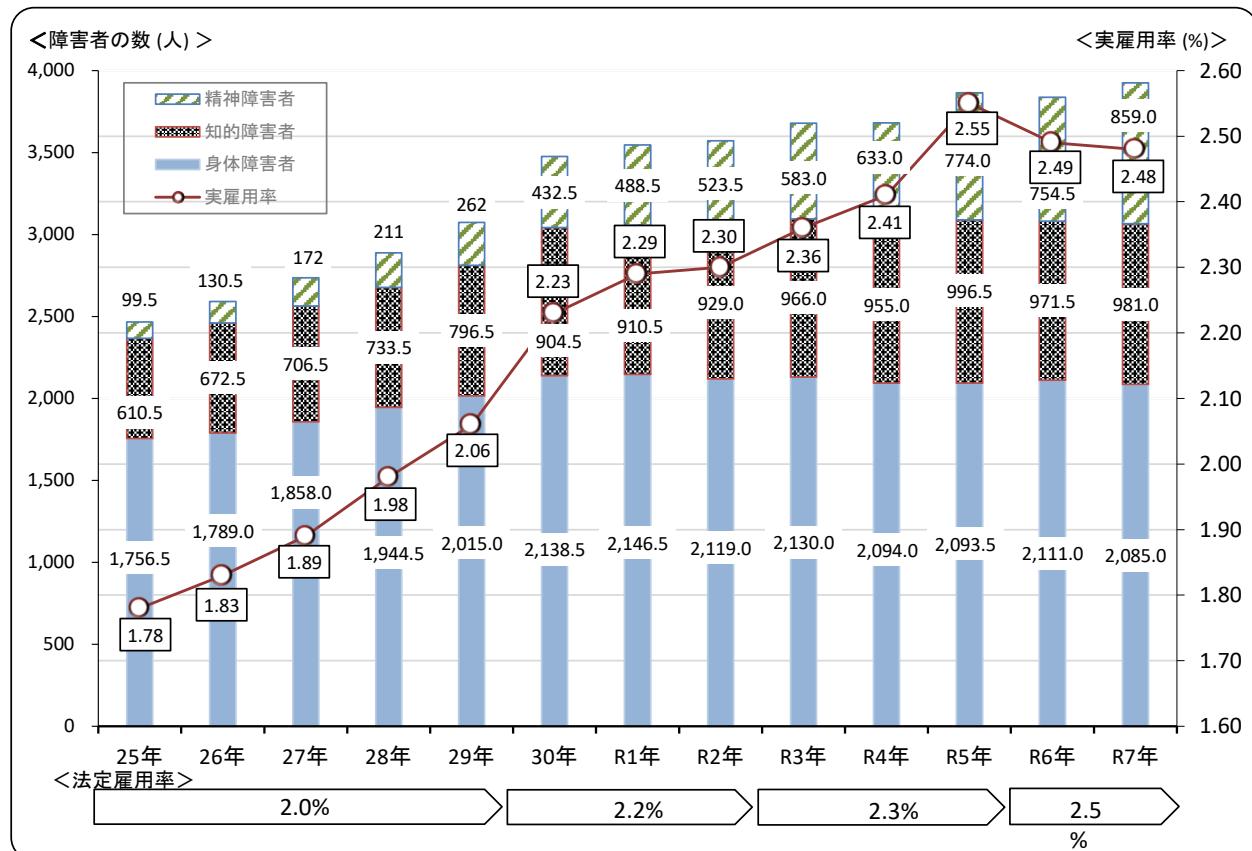
第5表 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	① 法定雇用率未達成企業の数	② 不足数				③ 障害者の数が0人 である企業数		
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人			
規 模 計	550 (100.0%)	411 (74.7%)	91 (16.5%)	26 (4.7%)	14 (2.5%)	7 (1.3%)	1 (0.2%)	363 (66.0%)
40～100人未満	386 (100.0%)	359 (93.0%)	27 (7.0%)	—	—	—	—	344 (89.1%)
100～200人未満	81 (100.0%)	31 (38.3%)	39 (48.1%)	11 (13.6%)	—	—	—	19 (23.5%)
200～300人未満	38 (100.0%)	9 (23.7%)	16 (42.1%)	7 (18.4%)	6 (15.8%)	—	—	—
300～500人未満	29 (100.0%)	9 (31.0%)	6 (20.7%)	6 (20.7%)	5 (17.2%)	3 (10.3%)	—	—
500～1,000人未満	13 (100.0%)	2 (15.4%)	2 (15.4%)	3 (23.1%)	1 (23.1%)	1 (7.7%)	—	—
1,000以上	3 (100.0%)	1 (33.3%)	—	—	—	(33.3%)	—	—

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

注2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

グラフ 民間企業における障害者の実雇用率と雇用者数の推移



注1 雇用義務のある企業(平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年から令和2年までは45.5人以上規模、令和3年から令和5年までは43.5人以上規模、令和6年以降は40人以上規模の企業)についての集計である。

注2 「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年まで

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
重度身体障害者である短時間労働者
重度知的障害者である短時間労働者

※平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントしていた。

- ① 報告年の3年前の年に属する6月2日以後に採用された者であること
- ② 報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用されたものであって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

平成18年以降平成22年まで

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
重度身体障害者である短時間労働者
重度知的障害者である短時間労働者
精神障害者
精神障害者である短時間労働者(0.5人でカウント)

令和5年以降、精神障害者である短時間労働者については、1人分としてカウントしている。

令和6年以降

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
精神障害者
重度身体障害者である短時間労働者
重度知的障害者である短時間労働者
精神障害者である短時間労働者
重度以外身体障害者である短時間労働者(0.5カウント)
重度以外知的障害者である短時間労働者(0.5カウント)
重度身体障害者である特定短時間労働者(0.5カウント)
重度知的障害者である特定短時間労働者(0.5カウント)
精神障害者である特定短時間労働者(0.5カウント)

平成23年以降令和5年まで

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
精神障害者
重度身体障害者である短時間労働者
重度知的障害者である短時間労働者
精神障害者である短時間労働者
重度以外身体障害者である短時間労働者(0.5カウント)
重度以外知的障害者である短時間労働者(0.5カウント)(※)

注3 法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年から平成29年までは2.0%、平成30年から令和2年までは2.2%、令和3年から令和5年までは2.3%、令和6年以降は2.5%となっている。

2. 公的機関における障害者雇用状況（概況）

①公的機関の障害別雇用状況

第6表 県機関（法定雇用率2.8%）

① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定 の基礎となる職員数 (注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 $(3F \div ②) \times 100$	⑤ 法定雇用率 達成機関数	⑥ 法定雇用率 達成機関割合
		A. 重度身体障害者及 び重度知的障害者 (注2、注3)	B. 重度身体障害者及 び重度知的障害者 である短時間勤務 職員 (注3)	C. 重度身体障害者及 び重度知的障害者 及び精神障害者 である短時間勤務 職員 (注3)	D. 重度以外の身体障 害者、知的障害者 及び精神障害者 である短時間勤務 職員 (注3)	E. 重度身体障害者、 知的障害者及び精 神障害者である特 定短時間勤務職員 (注3)	F. $A \times 2 + B + C + D$ $\times 0.5 + E \times 0.5$ (注2)			
機関 3 (3)	人 5,806.5 (5,330.0)	人 38 (37)	人 3 (3)	人 79 (74)	人 13 (9)	人 1 (1)	人 166.5 (156.0)	人 15.0 (12.0)	% 2.87 (2.93)	% 2 (2)
								機関 % 66.7 (66.7)		

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

注2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、法令上1人を2人に相当するものとしており、F欄の「重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員」については、法令上1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するのにあたり0.5カウントとしている。

注3 A、C欄には1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間勤務職員である。また、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の特定短時間勤務職員である。

注4 G欄の「うち新規雇用分」は、令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

注5 () 内は令和6年6月1日現在の数値である。

第7表 県教育委員会（法定雇用率2.7%）

① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定 の基礎となる職員数 (注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 $(3F \div ②) \times 100$	⑤ 法定雇用率 達成機関数	⑥ 法定雇用率 達成機関割合
		A. 重度身体障害者及 び重度知的障害者 (注2、注3)	B. 重度身体障害者及 び重度知的障害者 である短時間勤務 職員 (注3)	C. 重度身体障害者及 び重度知的障害者 及び精神障害者 である短時間勤務 職員 (注3)	D. 重度以外の身体障 害者、知的障害者 及び精神障害者 である短時間勤務 職員 (注3)	E. 重度身体障害者、 知的障害者及び精 神障害者である特 定短時間勤務職員 (注3)	F. $A \times 2 + B + C + D$ $\times 0.5 + E \times 0.5$ (注2)			
機関 1 (1)	人 10,472.0 (9,424.5)	人 57 (49)	人 3 (1)	人 121 (120)	人 3 (5)	人 9 (0)	人 244.5 (221.5)	人 35.5 (35.0)	% 2.33 (2.35)	% 0 (0)
								機関 % 0.0 (0.0)		

注 第6表と同じ

第8表 市町村等機関（法定雇用率2.8%）

① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定 の基礎となる職員数 (注1)	③ 障害者の数					④ 実雇用率 $(3) F \div (2) \times 100$	⑤ 法定雇用率 達成機関数	⑥ 法定雇用率 達成機関割合
		A. 重度身体障害者及 び重度知的障害者 (注2、注3)	B. 重度身体障害者及 び重度知的障害者 である短時間勤務 職員 (注3)	C. 重度身体障害者及 び重度知的障害者 (注2、注3)	D. 重度以外の身体障 害者、知的障害者 及び精神障害者 である短時間勤務 職員 (注3)	E. 重度身体障害者、 知的障害者及び精 神障害者である特 定短時間勤務職員 (注3)			
機関 58 (62)	人 19,521.5 (18,816.5)	人 103 (110)	人 6 (5)	人 244 (219)	人 18 (14)	人 0 (0)	人 472.0 (456.5)	人 49.0 (37.5)	% 2.42 (2.43)
								人 31 (33)	% 53.4 (53.2)

注 第6表と同じ

第9表 独立行政法人（法定雇用率2.8%）

① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定 の基礎となる職員数 (注1)	③ 障害者の数					④ 実雇用率 $(3) F \div (2) \times 100$	⑤ 法定雇用率 達成機関数	⑥ 法定雇用率 達成機関割合
		A. 重度身体障害者及 び重度知的障害者 (注2、注3)	B. 重度身体障害者及 び重度知的障害者 である短時間勤務 職員 (注3)	C. 重度以外の身体障 害者、知的障害者 及び精神障害者 (注3)	D. 重度身体障害者、 知的障害者及び精 神障害者である特 定短時間勤務職員 (注3)	E. 重度身体障害者、 知的障害者及び精 神障害者である短 時間勤務職員 (注3)			
機関 3 (3)	人 522.5 (496.5)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 8 (7)	人 4 (2)	人 0 (0)	人 13.0 (10.0)	人 1.0 (1.0)	% 2.49 (2.01)
								人 2 (1)	% 66.7 (33.3)

注 第6表と同じ

②公的機関の各機関別の状況

第10表 県機関（法定雇用率2.8%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	5,806.5	166.5	2.87	10.5	
青森県知事部局	4,272.5	130.0	3.04	0.0	
青森県病院局	1,148.0	21.5	1.87	10.5	
青森県警察本部	386.0	15.0	3.89	0.0	

第11表 県教育委員会（法定雇用率2.7%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	10,472.0	244.5	2.33	37.5	
青森県教育委員会	10,472.0	244.5	2.33	37.5	

第12表 市町村等機関（法定雇用率2.8%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	19,521.5	472.0	2.42	81.5	
青森市	2,600.5	74.0	2.85	0.0	
弘前市	1,871.0	44.5	2.38	7.5	注4 特例認定⑤
八戸市	1,623.5	50.0	3.08	0.0	
黒石市	316.0	11.0	3.48	0.0	注4 特例認定⑧
五所川原市	587.0	14.0	2.39	2.0	注4 特例認定① R7.12不足数解消
十和田市	391.0	12.0	3.07	0.0	
三沢市	428.5	13.0	3.03	0.0	
むつ市	812.5	15.0	1.85	7.0	注4 特例認定⑥
つがる市	385.0	7.0	1.82	3.0	注4 特例認定③
平川市	392.5	10.0	2.55	0.0	注4 特例認定②
平内町	317.5	7.0	2.20	1.0	R7.12不足数解消
今別町	87.5	0.0	0.00	2.0	
蓬田村	89.0	3.0	3.37	0.0	
外ヶ浜町	138.0	3.0	2.17	0.0	
鰺ヶ沢町	185.0	3.0	1.62	2.0	
深浦町	226.0	4.0	1.77	2.0	
西目屋村	45.0	0.0	0.00	1.0	注4 特例認定⑦ R7.7不足数解消
藤崎町	150.5	4.0	2.66	0.0	
大鰐町	144.0	5.0	3.47	0.0	
田舎館村	101.0	3.0	2.97	0.0	
板柳町	290.0	6.0	2.07	2.0	
鶴田町	190.5	3.0	1.57	2.0	
中泊町	137.0	2.0	1.46	1.0	R7.12不足数解消
野辺地町	168.5	4.0	2.37	0.0	注4 特例認定④
七戸町	207.5	2.0	0.96	3.0	
六戸町	149.5	2.0	1.34	2.0	
横浜町	123.5	3.0	2.43	0.0	
東北町	219.0	6.0	2.74	0.0	
六ヶ所村	279.0	3.5	1.25	3.5	
おいらせ町	301.5	7.0	2.32	1.0	
大間町	80.0	3.0	3.75	0.0	
東通村	132.0	3.0	2.27	0.0	
風間浦村	71.5	1.0	1.40	1.0	R7.12不足数解消
佐井村	49.0	1.0	2.04	0.0	
三戸町	306.5	5.0	1.63	3.0	
五戸町	350.0	10.0	2.86	0.0	
田子町	145.0	3.0	2.07	1.0	
南部町	213.5	6.5	3.04	0.0	
階上町	97.0	2.0	2.06	0.0	
新郷村	97.5	0.0	0.00	2.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
青森市教育委員会	360.0	11.0	3.06	0.0	
八戸市教育委員会	366.5	9.0	2.46	1.0	R7.12不足数解消
黒石市教育委員会	111.0	2.0	1.80	1.0	注4 特例認定⑧ R7.10不足数解消
十和田市教育委員会	126.0	3.0	2.38	0.0	
三沢市教育委員会	108.5	3.0	2.76	0.0	
藤崎町教育委員会	69.5	1.0	1.44	0.0	
青森市企業局水道部	277.0	8.0	2.89	0.0	
青森市企業局交通部	111.5	6.0	5.38	0.0	
八戸圏域水道企業団	156.0	5.0	3.21	0.0	
八戸市交通部	114.0	5.0	4.39	0.0	
十和田市上下水道部	37.0	1.0	2.70	0.0	
八戸市立市民病院	1,052.0	26.0	2.47	3.0	
黒石市国民健康保険黒石病院	222.0	10.0	4.50	0.0	
つがる西北五広域連合病院事業	749.5	4.0	0.53	16.0	
十和田市立中央病院	335.0	6.0	1.79	3.0	
三沢市立三沢病院	210.5	8.0	3.80	0.0	
一部事務組合下北医療センターむつ総合病院	544.5	7.5	1.38	7.5	
一部事務組合下北医療センター国民健康保険大間病院	72.0	1.0	1.39	1.0	R7.12不足数解消

- 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあります、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 「備考欄」欄の「特例認定」とは、地方公共団体の機関とその他機関の申請に基づき、青森労働局長に認定を受けた場合に、当該地方公共団体のその他機関に勤務する職員を当該地方公共団体の機関に勤務する職員とみなすものである。(令和6年6月1日現在)
 ①五所川原市は、五所川原市教育委員会との特例認定を受けている。
 ②平川市は、平川市教育委員会との特例認定を受けている。
 ③つがる市は、つがる市教育委員会との特例認定を受けている。
 ④野辺地町は、野辺地町教育委員会との特例認定を受けている。
 ⑤弘前市は、弘前市上下水道部及び弘前市教育委員会との特例認定を受けている。
 ⑥むつ市は、むつ市教育委員会との特例認定を受けている。
 ⑦西目屋村は、西目屋村教育委員会との特例認定を受けている。
 ⑧黒石市は、黒石市教育委員会との特例認定を受けている。

第13表 独立行政法人（法定雇用率2.8%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	522.5	13.0	2.49	1.5	
公立大学法人 青森県立保健大学	132.0	4.0	3.03	0.0	
公立大学法人 青森公立大学	76.0	0.5	0.66	1.5	
地方独立行政法人 青森県産業技術センター	314.5	8.5	2.70	0.0	

[参考]

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	2,109.0	50.0	2.37	9.0	
国立大学法人弘前大学	2,109.0	50.0	2.37	9.0	

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

○ 民間企業	一般の民間企業 (40.0人以上規模の企業)	2. 5%
	特殊法人等	2. 8%
	[労働者数36.0人以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等]	
○ 国、地方公共団体	(36.0人以上規模の機関)	2. 8%
○ 都道府県等の教育委員会	(37.5人以上規模の機関)	2. 7%

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

- ※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。
- ※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者）については、0.5人分としてカウントされる。（就労継続支援A型の利用者は除く。）

◎ 除外率とは

○ 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

この除外率制度は、ノーマライゼーションの観点から、平成14年法改正により、平成16年4月に廃止した。経過措置として、当分の間、除外率設定業種ごとに除外率を設定するとともに、廃止の方向で段階的に除外率を引き下げ、縮小することとされている（法律附則）。

平成16年4月、平成22年7月、令和7年4月に、それぞれ、一律に10ポイントの引下げを実施。

除外率設定業種	除外率	
	引下げ前	引下げ後
・非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製鍊精製業を除く） ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る） ・採石業、砂・砂利・玉石採取業 ・窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る） ・その他の鉱業	5%	除外率適用無し
・非鉄金属第一次製鍊・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	10%	除外率適用無し
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	15%	5%
・港湾運送業 ・警備業	20%	10%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	25%	15%
・林業（狩猟業を除く）	30%	20%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	35%	25%
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	40%	30%
・石炭・亜炭鉱業	45%	35%
・道路旅客運送業 ・小学校	50%	40%
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	55%	45%
・船員等による船舶運航等の事業	60%	50%
	80%	70%

※除外率引下げによる雇用義務数への影響（例）

$$\begin{aligned}
 & \text{除外率 } 20\% \text{ の場合} \\
 & \left. \begin{array}{l} \text{常用労働者数 } 5,069.5 \times \text{除外率 } 20\% = 1,013.9 \Rightarrow 1,013 \text{ 人 (端数切り捨て)} \\ \text{常用労働者数 } 5,069.5 - 1,013 = \text{基礎労働者数 } 4,056.5 \text{ 人} \\ \text{基礎労働者数 } 4,056.5 \times \text{法定雇用率 } 2.5\% = \text{雇用義務数 } 101.4125 \Rightarrow 101 \text{ 人 (端数切り捨て)} \end{array} \right. \\
 & \text{除外率 } 10\% \text{ の場合} \\
 & \left. \begin{array}{l} \text{常用労働者数 } 5,069.5 \times \text{除外率 } 10\% = 506.95 \Rightarrow 506 \text{ 人 (端数切り捨て)} \\ \text{常用労働者数 } 5,069.5 - 506 = \text{基礎労働者数 } 4,563.5 \text{ 人} \\ \text{基礎労働者数 } 4,563.5 \times \text{法定雇用率 } 2.5\% = \text{雇用義務数 } 114.0875 \Rightarrow 114 \text{ 人 (端数切り捨て)} \end{array} \right.
 \end{aligned}$$

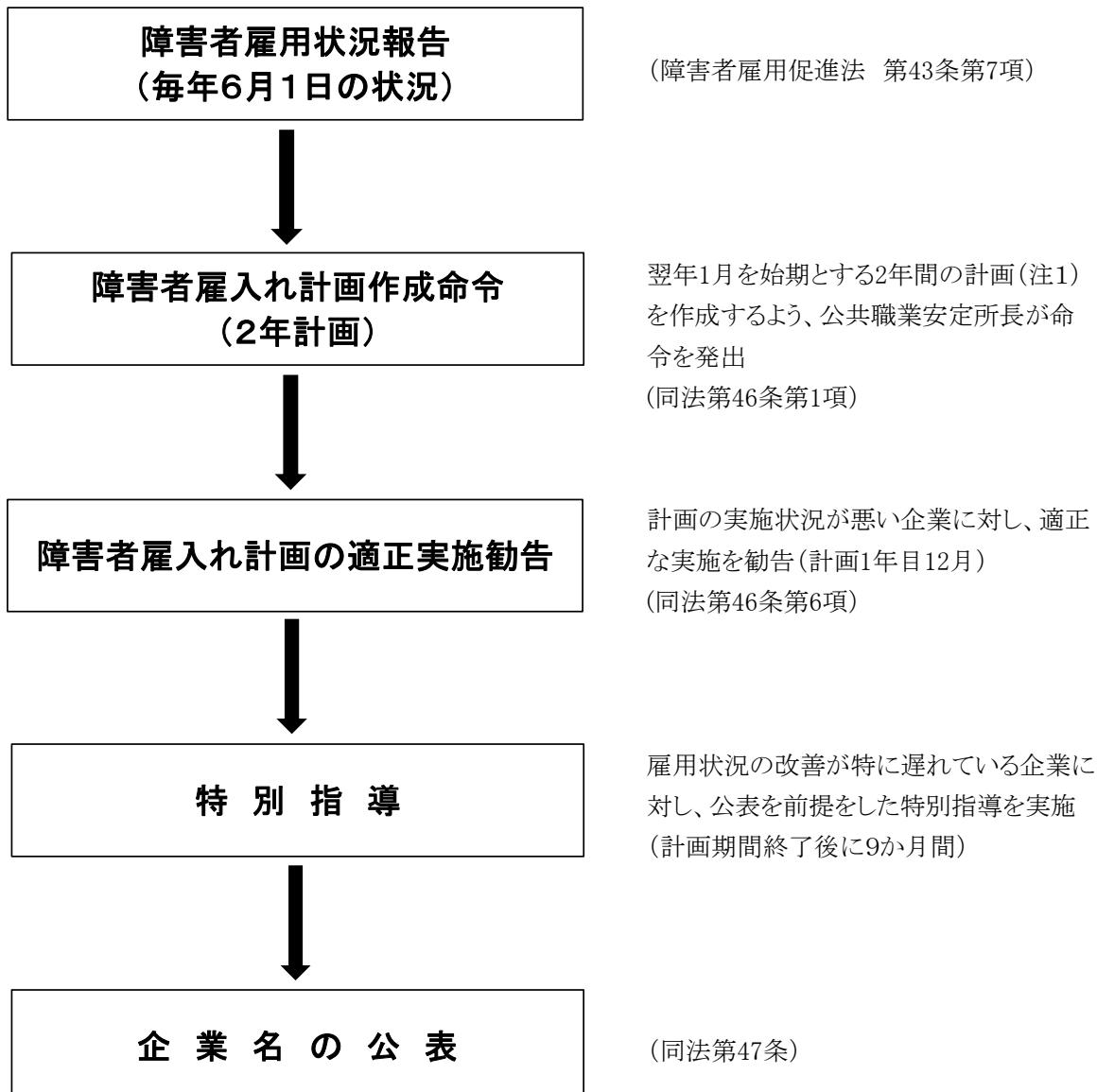
○ 国及び地方公共団体における除外率制度

各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者（除外職員）を控除する制度。平成16年4月1日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や、公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした（警察官、自衛官など）。

なお、除外職員ではなくなった職員（医師、教育職員など）が一定割合を占める機関（病院、教育委員会など）については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成16年4月、平成22年7月、令和7年4月に、それぞれ、10ポイントの引下げを実施。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ（民間企業）

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

※ 「障害者雇入れ計画」作成命令の発出基準

- ①「実雇用率が全国平均値未満、かつ不足数5人以上」の場合
- ②「実雇用率に関係なく、不足数10名以上」の場合
- ③「法定雇用数が3人または4人であり、雇用障害者数が0人(実雇用率が0%)」の場合